



～2018年10月以降の社会保険手続きに関する重要なお連絡～

《健康保険の扶養者追加の際に、マイナンバーをお知らせください》

■お知らせいただく方法は？

2018年10月1日以降の健康保険の扶養追加の手続きの際は、従業員と、扶養に入ご家族の両方の個人番号（マイナンバー）を下記いずれかの方法であおばまでお知らせください。

- ・書留（郵送の場合、必ず記録が残る方法）
- ・電話（人数が10人未満の場合）
- ・持参（あおば事務所に直接お持ちください）

なお個人番号（マイナンバー）の収集が困難な場合は、証明書類を郵送にてお送りください。

■背景

2018年10月1日より行政の扱いが変更となり、日本国内にお住まいのご家族を健康保険の扶養者とする場合、原則、続柄の確認の為に証明書類(戸籍謄本、住民票等)の添付が必要となります。

しかし、従業員と、扶養に入ご家族の両方の個人番号（マイナンバー）を届出書に記載し、事業主が証明書類(戸籍謄本、住民票等)でその続柄が正しいことを確認した場合は、今までどおり証明書類の添付を省略できます。

* 所得税法上の控除対象者（扶養控除等（異動）申告書に記載）ではないが、年間収入見込みが130万円（60歳以上の方または障害者の方は、180万円）未満の方は、今までどおり証明書類の添付が必要です。

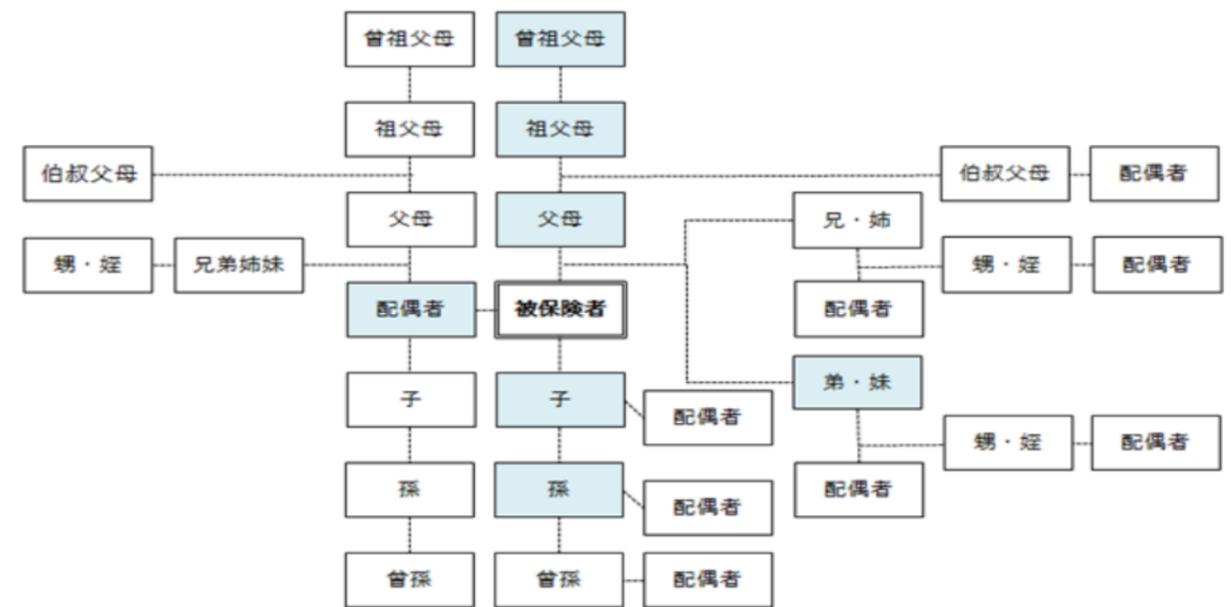
* 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受け取り金額の確認が出来る通知書などのコピーの添付が必要となります。



《別居家族の扶養追加に、仕送額確認書類をお送りください》

16歳未満または16歳以上の学生を除いて、別居している家族を扶養する場合は、仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類（振込みの場合は、預金通帳等の写し、送金の場合は、現金書留の控え（写し））の添付が必要となります。

～ おさらい ～ 健康保険の被扶養者について



【収入要件】

- ・主として従業員の収入で生計を維持している人で75歳未満の人(後期高齢者医療保険加入者以外の人)
- ・扶養に入る時点からその先1年間の年収見込みが130万円未満で、扶養に入る人の年収の原則半分未満であること

*1.扶養に入る人の年収が従業員の年収の半分以上でも、130万円未満で従業員の年収を上回らない時は世帯の生計状況から総合的に判断されて扶養に入ることができる場合があります。

【同居要件】

- ・従業員と同居・別居どちらでもよい人
配偶者（内縁関係でもよい）/子、孫および兄弟姉妹/父母、祖父母など直系尊属
- ・従業員と同居していないと扶養に入れない人(3親等内の親族に限る)
叔父、叔母、甥姪などとその配偶者/孫・兄弟姉妹の配偶者/配偶者(内縁関係含む)の父母や子
内縁関係の配偶者死亡後の父母および子